

「平成 30 年度座間味村教育環境充実事業委託」に係る仕様書（公募用）

1. 事業の目的

本事業は、将来を担う児童生徒の人材育成及び学力・情報活用能力等の向上を図り、児童生徒を対象とする家庭学習支援の為、Web会議システムを用いたオンライン双方向事業を行う「村営学習塾」を開設することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：平成 30 年度座間味村教育環境充実事業
- (2) 委託期間：契約締結の日から平成 31 年 3 月 28 日までの間に定める
- (3) 委託内容：

①オンライン学習塾の実施に関すること。

- ・座間味村に在住する小学校 5 年生から中学校 3 年生までを対象とする。
- ・事業実施に当たっては、座間味村における学校教育分野の取組方法や地域の特性（行事等）などを考慮した上で、テキストやスケジュールの調整等を行うこと。
- ・授業実施スペース及び現場管理者の確保
- ・児童生徒の募集
- ・講師の選定
- ・現地に講師を派遣しての進路学習等の実施（年 1 回以上）
- ・授業の内容及び授業数（平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月）
 - ア 小学校 5 年生（国語、算数） 2 教科 × 週 1 回 × 42 週 = 84 授業
 - イ 小学校 6 年生（国語、算数） 2 教科 × 週 1 回 × 42 週 = 84 授業
 - ウ 中学校 1 年生（数学、英語） 2 教科 × 週 1 回 × 42 週 = 84 授業
 - エ 中学校 2 年生（数学、英語） 2 教科 × 週 1 回 × 42 週 = 84 授業
 - オ 中学校 3 年生（数学、英語、国語）
 - 4 教科 × 週 1 回 × 20 週 = 80 授業
 - 5 教科 × 週 1 回 × 19 週 = 95 授業

※上記授業数を基本とするが、学力向上により効果的な取組内容の提案があれば、検討する。

②オンライン学習塾に係る機器の選定及び設置に関すること。

- ・テレビ会議システム等に使用する機器の選定及び設置
- ・座間味村で対応可能な通信インフラの選定

③オンライン学習塾を実施するためのシステムの構築に関すること。

- ・遠隔地にいる講師、授業現場管理者、家庭、学校、地域等との協力体制の構築
- ・関係者の情報共有ツールの構築
- ・生徒の成績及び出席状況等の管理システムの構築
- ・講師及び授業現場管理者の管理システムの構築

④構築された体制、事業管理体制の管理・データ管理・分析に関すること。

- ・取得した児童生徒の成績データ等の管理・分析

⑤実績報告書の作成に関すること。

- ・当該事業で蓄積された知見を整理し、対象児童生徒の学習成果の分析等を行い実績報告書を作成し4部提出する。

⑥その他、受託者からの提案事項。

3. 著作権

実績報告書等の著作権及び所有者は、座間味村に帰属する。ただし、本委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもつて処理する。

4. 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による承認を受けなければならない。ただし、印刷・製本等の簡易な業務の

場合はその限りではない。

5. その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、座間味村教育委員会との協議のうえ、その指示に従うこと。